

裁判長
認印

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令 和 ● 年 (●) 第 ● 号
決 定 日	令 和 ● 年 ● 月 ● 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	戸 倉 三 郎 官 崎 裕 子 宇 賀 克 也 林 道 晴
当 事 者 等	申 立 人 ● 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 竹 内 綱 己 ほか 相 手 方 桑 名 市 宇 男 ほか 同 代 表 者 市 長 伊 藤 徳 邦 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 赤 木 邦 男 ほか 相 手 方 国 上 川 陽 子 同 代 表 者 法 務 大 臣 同 指 定 代 理 人 ●
原 判 決 の 表 示	名 古 屋 高 等 裁 判 所 令 和 ● 年 (●) 第 ● 号 (令 和 ● 年 ● 月 ● 日 判 決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。 第2 理由 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 令和●年●月●日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 山之内 憲 二	



これは正本である。

令和●年●月●日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官